

7 国際交流

進捗状況報告

1. 大学院学生の国際交流促進のために交換留学制度を活用することが指摘されていたが、この点につき2005年度以降、改善は見られない。交換留学制度をさせるための取り組みは現在まで十分になされていないと思われる。また、交換留学以外で法学研究科に留学する外国人留学生入学者数は、2004年度1名、2005年度0名、2006年度2名、2007年度0名であり、低い水準にとどまっている。これに対して、特に後期課程の院生が私費でまたは学院の奨学生として留学する例は見られ、いずれも相当程度の結果を残して帰国している。特に2006年には仏ボルドー大学に法学研究科の院生が留学したことが契機となって、協定の締結に至っていることは特筆すべきである。

2. 教員の国際交流に関しては、法学部と同様に、毎年多様な地域から客員研究員として、または短期の研究を目的として、一定の人数が法学研究科を訪れており、また法学研究科からも毎年、半年を超える長期留学者として2、3名が各国に派遣され、また短期の派遣教員として、毎年数名が海外の機関に出向いている。教員の国際交流は一定の水準にあると思われるが、質量ともにさらなる交流の活性化が望まれるところである。

学内第三者評価

交換留学制度を利用した大学院生の留学は少ないが、私費留学やその他の制度を利用した留学は、少数ながら毎年継続しており、一定の成果を上げている。留学を通して、海外の大学との協定締結に至った例もあり、着実に推移していると言える。留学生の受け入れは多くない。教員の交流は、客員教授制度を用いて毎年一定数が法学研究科に滞在し、また、短期・長期留学制度を用いた教員の派遣も行われており、評価できる。
(なお、進捗状況報告の記述で、語尾が客観的な立場での表現になっているが、自己評価の主体である法学研究科として記述している点を踏まえて修正されることが望ましい)

なお、特別委員からは以下の意見があった。

- ・問題点についての認識は高い。留学生の受け入れ、外国人客員招へいに一層の努力が望まれる。